

第2回～第6回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

名称

- 後回し。

前文

- 基本的には事務局案を尊重。
- 「屈指」は違和感あり。

第1章 総則

1項：目的

- 提言書のとおり。

2項：この条例の位置づけ

- 宇都宮市のようなパターンで再度検討。

3項：基本となる用語

- 「市民」は市民概念の多様性の①～⑦。
- 「協働」を追加する。

4項：まちづくりの基本原則

- 「市民自治」、「参加」、「協働」、「情報共有」についてはこのまま。
- 「効率性」については「有効性」に変更。

第2章 市民参加のまちづくり

1項：市民の権利と責務

(権利)

- ②の「特に市民生活に・・・」の部分については、参加する仕組みの中に入れ込む。(権利とは言わず、仕組みとして機会を作っていくと入れ込む)
- ③については、参加の仕組みとして未成年者だけを特に書き、未成年者がまちづくりに参加できるさまざまな仕組みを作っていくとする。

(責務)

- 表題及び⑥については、権利と同時に責務はあるとしても、その責務の表現を

やや幅のある表現に、違和感のないように変える。

○事業者については入れない。迷ったが入れていないと解説等に明記。

○⑦については、「団体については、一定の説明責任を果たしていく」とした上でさらに、団体はできるだけオープンで、多数の人が参加できるような運営を行ってほしいとする。

○⑧の市民活動支援制度は記載しない。

2項：情報公開・共有

○①の「意図的な公開にならないようにする」については、条文にすると「公平かつ公正」のような表現になる。

○③については、「共有します」という表現ではなく「大いに活用してパワーアップしていきましょう」のように方向性を書くこととする。

3項：評価

○現段階では、思いを「市民の役割」のようなところ、あるいは解説文に書くこととする。

4項：参加の機会

○細かく書いてあることを、流山市のような「多様な参加の機会を設けるよう努める」のように集約する。

○②については、第3章の地域活動団体やNPOの項目に入れ込む。

○④については、第3章の「活動団体の支援と育成」で「市民が市民を支える仕組みも大事で、それを整備するように努めていく」のようにまとめる。

5項：総合計画によるまちづくり

○「監視」という言葉を条文では「当事者になる」という意味の表現に変える。

6項：意見・要望・苦情等

○意見・要望については、流山市の「提案制度」をたたき台とする。

○苦情等については、流山市の「苦情等への対応」をベースに今までの議論を加えた形で条文化する。

7項：住民投票

○豊田市のような書き方とする。

第3章 市民自治の仕組み

1項：協働のまちづくり

○提言書のとおり。

2項：まちづくりと地域活動団体

○「位置づけ・役割」、「運営」、「積極的な関わり」の3項目にまとめる。

○上記3項目に入らない部分は解説に書く。

3項：まちづくりとNPO

○地縁以外の非営利組織の表現を工夫する。

○上記組織が大事な位置づけにあること、相互に連携しながら活動することが大事であることを書く。

○上記組織は、特定の年齢・年代によらない幅広い層により運営すると書く。

○上記組織を支援する旨を書く。

4項：活動団体の支援・育成

○細かなところは整理しながら、もう少し丸めて書く。

5項：地域づくり協議会

○方向性として、提言書の①を書く。

○行政は施策を講じる旨を、豊田市の第17条の後段部分「地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます」のように書く。

第4章 市民のための議会

1項：議会の役割・責務

2項：情報公開

3項：市民参加

4項：議員の役割

○豊田市の第10条をモデルに、「情報公開」「市民参加」を入れて「議会の役割・責務」1条のみとする。

○議会基本条例については触れない。

第5章 市民のための行政

1項：市長の役割・責務

○「市の代表者として」「公正かつ誠実」「総合的」という言葉を入れながら、そのような位置づけにあることをサラッと書く。

2項：執行機関の役割・責務

○原文を維持しつつ、その内容を踏まえた条文らしい表現に変える。（「議会と連携」は不要）

○③の「国・県との連携」は、別に1項目立てる。

○第1項：市長の役割・責務の②をここに書く。

3 項：職員の役割・責務

○①は、「まちづくりの主役が市民であることを理解し」の部分はなくし、「協働」あるいは「市民とともに」という言葉を使って、『『まちをつくっていく』『一緒にやっていく』ことが役割です』という内容とする。

○②は、「全体の奉仕者」という言葉は使わず、豊田市をベースに再考する。

4 項：財政運営

○①は、「健全な財政はそれ自体が目的ではない。最少の経費で最大の効果を挙げること」を財政運営の柱とする」という内容とする。

○②は、①に含まれるということでカット。

○③は、提言書を生かす。

○文末は、「努めます」ではなく「します」のように言い切る。

第 6 章 実効性の確保

1 項：評価のための市民委員会

○流山市の第 40 条第 1 項～3 項のようなパターンとする。

○3 項については、「市民委員会」は書かず、「実効性を確保するために市民が参加するよう、あるいは市民と協働していく仕組みを作るよう努める」という内容とする。

2 項：条例の見直し

○年数は書かずに、「社会情勢の変化等により見直す」「市民参加で見直す」という内容とする。